

議第 50 号

下呂市市民会館条例の一部を改正する条例について

下呂市市民会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

星雲会館を利用する市民が満足して施設を利用できるよう、また、期日前投票所での活用など、円滑な公用利用に資するよう、利用者の共有スペースである 1 階ロビーを排他的に使用できる諸室から外すため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市民会館条例の一部を改正する条例

下呂市市民会館条例（平成16年下呂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
別表第3（第9条関係）								別表第3（第9条関係）							
1 基本使用料								1 基本使用料							
施設名	区分 時間	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要	施設名	区分 時間	午前	午後	夜間	全日	延長 1時間	摘要
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00					9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00		
星雲 会館 (福祉センター)								星雲 会館 (福祉センター)							
3階 ふれあいセンター調理室								3階 ふれあいセンター調理室							
		1,880 円	2,510 円	2,510 円	6,280 円	620円				1,880 円	2,510 円	2,510 円	6,280 円	620円	
								ロビー		300円	410円	410円	1,040 円	100円	
下呂市市民会館の部～付属設備等の項（略）								下呂市市民会館の部～付属設備等の項（略）							
2（略）								2（略）							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市市民会館条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

星雲会館を利用する市民が満足して施設を利用できるよう、また、期日前投票所での活用など、円滑な公用利用に資するよう、利用者の共有スペースである1階ロビーを排他的に使用できる諸室から外すため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 星雲会館の利用者が共有して利用するロビーを使用許可の対象施設から外し、特定の利用者に占有させることを防ぐことで、利用者のだれもが自由に使うことのできるロビー本来の機能を確保します。

(別表第3関係)

- (2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則関係)